

返戻金に関する制度について

事業所名称：株式会社 j Career

許可番号：13-ユ-306571

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した求職者が入社後3ヶ月以内に、本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときには、受領した紹介手数料から下記に定める条件に基づき、求人者に返還する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 60% |
| (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 40% |
| (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 20% |

前項に定める事由以外の事由に基づき、採用決定者が退職または解雇されるに至ったときは、当社は受領した紹介手数料の一切を求人者に返還することを要せず、未払の紹介手数料がある場合は、求人者は当社に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

また、返戻金制度は人材紹介基本契約書により別の定めを設定する場合があります。

事業所名称：株式会社 j Career

許可番号：13-ユ-306571

事業所所在地：東京都文京区湯島一丁目3番11号